

知っていますか？



社会保障・税番号

マイナンバー

制度

1. マイナンバー制度ってなに？

マイナンバー制度とは、住民票を持つすべての人に、**1人1つのマイナンバー（個人番号）**を付けることで、国や市などさまざまな場所に存在する社会保障・税・災害対策の分野に関わる個人の情報を同じ人の情報であると確認するために導入される制度です。

2. どんな効果（メリット）があるの？

市民の利便性の向上（行政手続きが簡単になります）

本人確認や所得などの情報の確認が容易になるため、社会保障や税に係る各種申請時に必要な所得証明などの添付書類の省略や簡素化ができるようになります。

公平・公正な社会の実現（給付金などが正確に給付されます）

所得やほかの行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れたり、給付を不正に受給することを防止し、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行うことができます。

行政の効率化（行政手続きが正確で早くなります）

国の行政機関や地方公共団体などで、複数の業務の間での連携が進むことで作業の重複が減り、情報の照合や入力などに要している時間が短縮されます。

3. いつから始まるの？

平成 27 年 10 月に、市民の皆さんにマイナンバーをお知らせする通知カードが配布されます。その後、平成 28 年 1 月からマイナンバーの利用が開始され、個人番号カードの交付を任意での申請により行います。

4. どんなところで使われるの？

市や国など行政機関での手続きで使われます

例えば…

市へ毎年6月に
提出の児童手当
の現況届



年金事務所への厚
生年金の裁定請求



勤務先や民間事業者などでの社会保障や税に関する手続きで使われます

例えば…

勤務先に提示して源泉徴収票や保険証の届出などに記載



証券会社や保険会社などに提示し、法定調書に記載



5. 通知カードってなに？

皆さん（住民票を持つすべての人）にマイナンバーを通知するためのカードです。通知カードには氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と、マイナンバーが記載されています。

6. 個人番号カードってなに？

個人番号カードは、通知カードと同様に基本4情報、マイナンバー、本人写真などが記載されます。また、ICチップが搭載されていて個人番号カードに記載の情報と電子申請のための電子証明書が記録されています。ただし、所得情報などのプライバシー性の高い個人情報には記録されません。

個人番号カードは、身分証明書として利用でき、e-TAXなどの各種電子申請を行うことができます。

◆番号カードイメージ



◆個人番号カード交付方針（案）

カード発行時の年齢	カードの有効期限	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明
20歳以上	10回目の誕生日	○	○
15歳以上～20歳未満	5回目の誕生日 (※1)	○	○
15歳未満	5回目の誕生日 (※1)	○ (※2)	× (※3)

(※1) 20歳未満については、容姿の変動が大きいことから、顔写真を考慮して5回目の誕生日とする。

(※2) 15歳未満については、法定代理人がパスワードを設定する。

(※3) 15歳未満については、署名用電子証明書を原則として発行しない（実印に相当するため）。

7. 個人情報はちゃんと守られるの？

マイナンバー制度が導入されても、個人情報はこれまでと同じように国の行政機関や地方公共団体が保有し、必要と認められる場合にのみ情報の照会や提供が行われます。皆さんの個人情報が特定の機関などに一元管理されることはありません。

また、国の行政機関や地方公共団体を監視・監督する第三者機関の設置、マイナンバーを利用する事務ごとにプライバシーへの影響評価（PIA）の義務付け、罰則の強化などの保護措置が実施されます。

**マイナンバーは一生使います。
大切にしましょう。**




※番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



●問合せ先

 松浦市役所総務課行政係 ☎内線 322

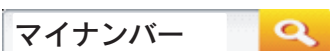
 マイナンバーコールセンター（制度全般）

全国共通ナビダイヤル ☎ 0570-20-0178 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

平日午前9時30分～午後5時30分（土・日・祝日・年末年始を除く）

◆マイナンバー（社会保障・税番号制度）ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



マイナンバー

▲ 広報キャラクター
愛称「マイナちゃん」